

## 第6回特別支援教育の在り方に関する検討会議事録

日時：令和5(2023)年12月13日(水)

10:00～12:00

場所：栃木県総合文化センター第1会議室

### 1 意見交換

- 第5回検討会ではこれまでの検討会を受け、委員の皆さんから比較的自由に様々な意見をいただいた。今回は、これらの意見を論点ごとに整理し、各論点についての考え方や、課題が浮き彫りになるよう、議論をしていきたい。

#### (1) 今後の特別支援教育の方向性について

##### ○岡澤会長

- 今後の特別支援教育の方向性を考えていく上で、インクルーシブ教育は欠かすことができない視点である。障害の有無に関わらず、居住地により近い地域で、自分の持てる力を十分に発揮できる教育を受けられる状況が、当たり前になるような方向を考えていくことが重要である。
- 特に知的障害の特別支援学校の課題として、大規模化の状況があるが、知的障害の特別支援学校が小規模化、分散化することで、各地域における障害福祉の拡充、家庭や教育と福祉の連携も円滑になる。また、通常の小・中・高等学校との物理的距離が縮まり、相互理解が深まることで、インクルーシブ教育の進展が見込まれる方向性を考えていくことが必要である。
- もう一つは、これまで50年間の障害のある子供を取り巻く状況の変化を踏まえ、これから50年間を見据えた方向性を考えていく必要がある。状況の変化の一つは「自立観」の変化がある。日本では、戦後まもなく、「自立」は、職業的自立を目指した「社会適応モデル」、又は、自立には個人が努力して発達することが必要だという「個人内発達モデル」で考えられていた。
- 「個人内発達モデル」に関して、知的障害という厳しい条件を抱える子供が、自立に向けてより一層努力をしなければならない、より健常者に近づくことを求められることに対しては疑問を感じる。
- そうした事を踏まえ、今後の特別支援教育の在り方として、学校教育の中で知的障害のある子供が持てる力を十分に発揮し、地域社会において、周囲の理解のもとに配慮や支援を受けながら、充実した生活を重ねることを実現していくような「社会参加モデル」を目指していくべきと考える。
- また、今後の特別支援教育の在り方を考えていく上で、「障害者権利条約」の理念は不可欠である。「障害者権利条約」の対日審査の総括所見の中で、本検討会と強く関連があるものの一つに、第24条があり、インクルーシブ教育について述べられている。また、第23条においては、家庭及び家族の尊重に関する勧告といった内容もある。もう一つ、第19条では、自立した生活及び地域社会への包容に関する強い要請があり、その中では「障害者を居住施設に入居させるための予算の割り当てを、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の入所施設を終わらせるために迅速な措置をとること」といった要請も見られる。これらを踏まえ、今後の特別支援教育の方向性について考える必要がある。

##### ○坪井委員

- まず一点目のインクルーシブ教育については、社会福祉の分野でも以前からノーマライゼーシ

ョンという考え方が重視されている。障害のある人もない人も地域で暮らすことが当たり前であるという考え方にに基づき、今後の教育環境を改善して行く必要がある。

- ・ 二点目の自立については、昔の自立の考え方は、障害のない状態を目指すという、ADL（日常生活動作）について 100%を目指す考え方が強かったが、今は、「社会的自立」という考え方が重視されており、社会資源を活用しながら地域で暮らすことを支える仕組みづくりが必要だと考える。

### ○首長委員

- ・ 一点目、インクルーシブ教育については、ノーマライゼーションから出発して、今は地域共生社会をどう作っていくかということが大きな課題である。断らない相談や、伴走型支援が一つのテーマになってきている。
- ・ その中で、福祉施設も、大規模なものから小規模で多機能なものへ、対象も年齢等の枠をなくし全世代を対象とする方向性で動いている。
- ・ また、サービスの提供についても、これまで施設内部で全て提供していたが、外部サービスの活用、連携を強化していく流れに変わってきている。
- ・ もう一点、自立については、福祉の世界では、「目的的な自立」と「手段的な自立」というものがある。訓練をし、自分のことを自分でできるようにするという「手段的自立」から、自分のことを自分で決める、自分の生き方は自分で決めるという「目的的自立」に変化してきている。自ら立つ自立ではなくて、自ら律する自律に変わってきていると考える。
- ・ また、例えば知的障害の方でも、周りから愛され、地域になじんでいる人とそうでない人、福祉サービスを上手に使える人と使えない人がいるように思う。地域で暮らしていくためには、福祉サービスを上手に使えることはとても大切であり、それは小さい頃からの環境などに起因する。そこをどう育てていくかが大切であり、その方向性に教育も進むとよい。

### ○三田委員

- ・ 一点目のインクルーシブ教育であるが、この先を考えたとき、この方向性は非常に重要である。障害の有無に関わらず、共に学習できる環境を整えていき、お互いを理解し合いながら、互いのできることを認めたり、一緒に高め合ったりする方向性がよいと考える。
- ・ また、自立ということに関して、自立とは自分で全てできるということではなくて、他の人に頼ることができることが重要だと考える。

### ○岡澤会長

- ・ 教育により、障害のある子供が持っている力を十分に発揮できることは重要だが、一方で、知的障害など厳しい条件を抱える子供が、通常の子供以上に訓練的な努力を求められるような状況で自立を目指すことがないよう、進んでいけるとよい。

### ○小島委員

- ・ 「障害者権利条約」の対日審査総括所見とともに、こども家庭庁の、こども大綱の策定に向けた答申にも、障害児の支援について次のような趣旨の記載がある。「本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めること」、「障害等を早期に発見し、乳幼児期から就労等に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で行っていくこと」、「障害のある子

供とない子供が、可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪とし、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めること」などである。

- ・ 生活指導は、特別支援学校の授業で学ぶが、学校教育だけでなく、卒業してからでも子供たちは必ず成長していく。周囲の手伝いを受け、人と関係をつくり、コミュニケーション能力を身に付けながら成長していく。

#### ○岡澤会長

- ・ 今回、松野委員が欠席だが、特別支援教育の方向性について意見を預かっているので紹介する。

##### 【松野委員意見】

- ・ 「障害者権利条約の総括所見で求められているように、教育の分野での障害者の分離は解消の方向に進む。」
- ・ 「これからは障害の有無に関わらず、みんなが共に暮らす共生社会に進んでいく、今はそのための地ならしをする準備段階にある。」

#### ○高木委員

- ・ インクルーシブ教育や共生社会の話だが、第一回検討会でも発言したとおり、幼稚園や保育所では、そもそも特別支援学級等がないので、障害の有無にかかわらず、共に子供たちが育ち合っている。これは子供が本来持っている力だと思う。併せて、子供達に関わる周囲の大人の支援がプラスされ、小さな共生社会ができていく。幼稚園や保育所から、その後の小・中・高等学校へ、そして社会に出るまで、子どもの育ち合う力がつながっていくとよいと思う。
- ・ 自立については、自分で全てできるということではなく、依存先を増やしてあげることだと思う。できないことを安心して「できない」と言え、それを助けてくれる大人がいて、安心して失敗ができる環境を増やせるとよい。
- ・ また、かわいがられる子供という話があったが、周囲の大人の考え方一つで、その子の特性が個性になるか、障害になるかは変わるものだと思う。

#### ○岡澤会長

- ・ 大事なことは、周囲の人とのコミュニケーションと捉えている。障害のある人が、他者のことを信頼し、人に対して気持ちを伝えていける、そういう思いを育んでいくことではないかと思う。

#### ○朝野委員

- ・ 以前、人工呼吸器をつけ、就学免除になっている子がいたが、病気の児童生徒でも教育を受ける権利は保障されるべきである。
- ・ また、人間は、年齢を重ねると、一つ一つできないことが増えていくが、医学の世界でも生活モデルの視点でリハビリを考えるようになってきている。障害の有無に関わらず、安心して暮らせる社会を目指すことが重要である。
- ・ 自立という考え方については、看護師という仕事でも、自分の足りないところは先輩など他の人に補ってもらうことがあり、うまく周りに頼ることができるとよいと考える。
- ・ 「子どもの権利条約」の話では、親と引き離されない権利とあったが、子供は親と一緒に生活する権利を持っている。保護者が安心して子供を育てていけるような環境を充実させることが求

められている。

### ○高浜委員

- ・ 子供が地域で生活できる、教育を受けるといふ点、また共生社会に向けて取り組んでいく考えに賛成で、ぜひその方向で進めていければと思う。
- ・ 加えて、特別支援学校だけでなく、通常の小・中・高等学校の中にも困っている子供はたくさんいるので、障害の有無に関わらず、全ての子供の困り感に寄り添う視点が必要である。
- ・ 全ての子供に対する支援という位置付けの中で、みんなが地域の中で生活し、教育を受ける権利を享受していく方向に、特別支援教育が進んでいければと思う。

### ○中原委員

- ・ 50年先を考えることも大事だが、同時に今できることから少しずつ実行していくことも大切である。検討会の意見聴取等では、保護者等から、寄宿舎、スクールバス、医療的ケアなど、様々な意見が出た。全て実施することは難しいと思うので、できるところから進めてもらいたい。
- ・ 例えば、スクールバスにしても、保護者にとっては切実で、仕事をしている人や車を運転できない人もいる。平等にスクールバス等を使えるよう充実してほしい。
- ・ 本検討会によって、子供がバスに乗れるようになって良かったなどの保護者の声が、一人でも多く出るようになればよいと考える。

### ○岡澤会長

- ・ 50年後の特別支援教育を見据え、現在何ができるかという視点は重要である。中原委員の発言のように、当面の課題に対し、現時点で可能なことを着実に充実させていくことも大切であると思うので、予算等はこれからの話になると思うが、ぜひ私からも事務局にお願いする。

### ○島田委員

- ・ 今後50年を見据えつつ、ここ10年程度を想定し、地域における学びを充実させる方策として、交流及び共同学習、地域交流、校外学習、地域資源を活用した外部講師による授業等がある。
- ・ 加えて、最近では、部活動の地域移行や、障害のある人の生涯学習の視点がある。特に重度の知的障害がある人は、一人で余暇活動に参加するのは困難であり、地域の方々の協力が必須となる。
- ・ 地域の方々として、各学校には、学校行事等に協力してくれる登録ボランティアも数多くいる。この登録ボランティアを、地域活動の橋渡し役として活用する方向も有効であると考えているので、学校で人材育成をし、支援体制を作っていければと考える。
- ・ 一方で福祉の話になるが、障害のある子供の家族も、核家族化の進展やヤングケアラーなど、様々な課題を抱えている場合があり、学校側も、もっと積極的に行政や福祉が介入してほしいと思っている。
- ・ 今までは特別支援学校がワンストップで、保護者に寄り添いながら支援をしてきた状況が多いが、地域の福祉や医療、市町の関係各課が出席するようなケース会議の開催など、進めているところである。
- ・ また、現在、放課後等デイサービスについて、かなり数は増加しているが、今後は、多様な障害に対応できる人材や設備のほか、短期的な入所のサービスなどが充実するとよいと考える。

## (2) 幼児児童生徒の生活指導

### ○岡澤会長

- ・ 学校における幼児児童生徒の生活指導について考えた場合、教育課程の中で学習内容が保障されているかどうかという観点がかかせない。知的障害の特別支援学校の大規模化、狭隘化が、学習内容の保障に影響しないよう、改善していく必要があると考える。
- ・ また、医療的ケア児への支援体制については、障害のある子供が教育を受ける前提となる部分であり、非常に重要であると考えている。

## ア 特別支援学校（知的障害）における教育保障

### ○高浜委員

- ・ 知的障害の特別支援学校が大規模化し、一教室を分けて使う環境は望ましいものではないため、子供たちの居住地により近いところに、分教室や分校等を設置できるとよい。
- ・ また医療的ケアについては、学校看護師の配置等を充実できるとよい。知的障害だけでなく、全ての障害種の学校で重度・重複化が見られるので、障害種に限らず、検討が必要である。

### ○坪井委員

- ・ 教育保障という観点から、まず、今回現地確認をした富屋特別支援学校の狭隘化については、よりよい教育環境に向け、対応が必要ではないかと思う。
- ・ もう一点は、福祉的な視点になるが、教室等ハード面の物理的なバリアフリーだけでなく、制度的、社会的なバリアフリーについても、対応が必要と考える。

### ○朝野委員

- ・ 暴力から身を守る CAP（子供への暴力防止）という考え方があるが、障害の有無に関わらず、小さい頃から自分が暴力を受けたときにどう対応するかを学ぶ教育が必要である。例えば、性暴力に対しても、障害の有無に関わらず、幼児期からの教育が必要であると考えている。

### ○島田委員

- ・ 生活指導について、学習指導要領の解説には、実践的で必然性のある状況下で取り組む必要性や、毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図ることが記載されている。そのため、学校だけではなく、学校と家庭が連携して取り組むなど、家庭の役割は重要であると考えている。
- ・ 学校としては、知識・技能も大切にする一方で、より大切なことは、児童生徒が自ら取り組み、生活を楽しくできる「意欲」を育てることであり、それがゆくゆくは、個々の自立につながっていくという捉え方をしている。

## イ 生活訓練施設の多機能化

### ○首長委員

- ・ 各学校（知的障害）に生活訓練施設があることが、本県の強みである。ただし、建物も含め、時代に合っていないので、時代に合わせた改修など、早急に対応すべきである。
- ・ 生活訓練施設で、どのような指導をするかについて、保護者の意見も尊重した上で、場合によっては、学校だけでなく、外部の福祉の力を導入しながら生活指導ができる仕組みを考えることも必要である。

- ・ 施設面では、(栃木と那須の) 食堂について、大至急改善することを、検討会から県に打ち出したい。

#### ○岡澤会長

- ・ 生活訓練施設や食堂の老朽化、又は前時代性は、全ての児童生徒にかかわるものであるので、改善が必要だと考える。
- ・ 関連して、松野委員からの意見を紹介する。

#### 【松野委員意見】

- ・ 「スキルを身に付けることと共に、学校教育において集団生活を通して、協調性やコミュニケーション能力を学んで身に付けることが、社会に出てからも、福祉事業所を利用するときに、とても有効なものになる。」
- ・ 「福祉事業所では教育より実践が中心になるので、協調性等の学びには限界がある。身体を清潔に保つという生活上の基本動作等についても、学校教育の中で身に付けていくことはとても効果的であり、福祉事業所と特別支援学校とが同じ支援をするのは難しい。学生のうちに様々な学びを体験させてほしい。」

#### ○岡澤会長

- ・ 障害の重い児童生徒こそ、学校教育における指導が必要である。
- ・ 現在の「生活訓練棟」という名称よりも、「生活学習棟」という名称が適切だと思うが、障害の重い児童生徒も活用できるよう、整備を進める必要がある。

#### ○中原委員

- ・ 生活訓練棟については、改修も必要だが、今できる活用法としては、集団生活を学ぶため、宿泊しなくても夕飯まで一緒に活動するなどの学習ができるとよい。実際、コロナ禍は、校内宿泊学習ができなかったが、友達と夕食を作って食べ、花火をして帰宅するなどの活動をし、とても楽しく、よい経験ができた。泊まらなくても、少しずつ経験を上げていくために施設を活用できるとよい。

### ウ 食事指導の充実

#### ○朝野委員

- ・ 医療の立場の委員として、栃木や那須の食堂は、早急に改善すべきだと思う。
- ・ 給食の調理など、外部の業者に委託していると思うが、今の環境で、働く人も安心できるか、働きたいと選ばれる職場であるかという視点も大切である。食物アレルギー等で事故が起きないよう、児童生徒も食堂で働く人も、安心できるようにしてほしい。
- ・ 衣食住が保障されて安定した生活があるので、食は教育現場でも大切にしてほしい。

#### ○岡澤会長

- ・ 関連事項として、松野委員からの意見も紹介する。

#### 【松野委員意見】

- ・ 「寄宿舎、食堂棟、生活訓練施設などについては、それぞれ本来あるべき姿を踏まえながら、混同させず独立した機能として議論していく必要がある。」

### ○岡澤会長

- ・ 私も同意見で、食堂と寄宿舎など、どちらが優先という議論ではなく、そもそもの在り方を問うていくことが重要だと考えている。

## エ 医療的ケア児への支援体制の充実

### ○朝野委員

- ・ 学校において、痰の吸引などで学習が中断されるとしても、児童生徒が別室に行かず教室でケアが行えるよう、学校看護師の人的配置等が必要だと思う。
- ・ また、学校看護師が初めて会う児童生徒へ吸引等をする際には、手技の引継ぎを受けると思うが、すぐに安心してできるようになるわけではないので、安心してケアができる体制整備が必要である。
- ・ 本県は、指導的看護師を配置しているので、仕組みは既にあるが、医療的ケアも高度になってきているので、内容の充実を図ってほしい。栃木県看護協会としても支援はしていきたい。
- ・ 併せて、保護者が医療的ケアのために、自分の生活を犠牲にしなければならないという状況も、改善できるとよいと思う。

### ○岡澤会長

- ・ 医療的ケアについては、肢体不自由や病弱のある障害の重い児童生徒だけでなく、通常の学校にもケアが必要な児童生徒が在籍しているため、同様に、体制整備が求められていくと思う。前回、高浜委員から、特別支援学校が地域に分散化していく中で、特別支援学校と小・中学校とで、医療的ケア体制を構築していけるとよいという意見もあったが、どの学校でも医療的ケアが充実していくよう、体制整備が必要であると思う。

### ○坪井委員

- ・ 医療的ケアに関して、将来的に身近な地域で学ぶことができる環境に移行する中で、家庭、教育、福祉に加え、医療との連携も検討すべきだと思う。

### ○島田委員

- ・ ハード面だが、約50年前に特別支援学校が建てられた当時は、医療的ケアが必要な児童生徒が入学することは想定していなかったと思う。現在は、職員の努力で対応しているが、施設整備についても、どのような目的で、どの程度必要かを検討した上で、できるだけ早い時期に改善をしてほしい。
- ・ ソフト面では、教職員の業務量が30年前と比べ非常に増えている。地域や保護者の特別支援学校に対する期待も大きい。専門職などの新しい人材を入れることを検討してほしい。

## オ 寄宿舎の役割

### ○岡澤会長

- ・ 一委員としての意見だが、私は、寄宿舎に限らず、50年前と比べたときの「自立観」の変化や、障害者権利条約の理念などを踏まえると、知的障害があるから家庭を離れなければ自立が実現しないということではなく、知的障害という条件を抱える児童生徒が、家庭を離れなくても、地域における相互理解を重ね、自立を実現するという方向性を進めていくことが重要だと考える。そ

のためには、家庭、教育、福祉の連携や、医療などの関係者との協働が必要であり、障害者権利条約の理念を実現する方向が重要であると考える。

### ○高浜委員

- ・ 寄宿舎については、親元を離れ、集団生活をする中で、身に付けられることがたくさんあると思う。実際に、ショートステイを通して、協調性などを身に付けた事例を知っている。また、寄宿舎指導員の経験やスキルも、相当なものがあると思うので、それを生かしていきたいと感じる。
- ・ その前提の上で、寄宿舎という限られた施設だけではなく、もう少し外部の様々な施設を利用していけるようにしたいと思う。
- ・ 児童生徒全員が寄宿舎を経験できるようにすることは難しい。また、児童生徒が卒業するまでに生活指導が終わるわけではなく、そこから積み上げていくことも必要である。
- ・ 学校が寄宿舎で全部を担うのではなくて、寄宿舎で行われていたような指導を地域で受けられるようにしていく方向がよいと考える。
- ・ どの福祉事業所でも、人材や予算の課題はあり、部屋はあるが対応できる人がいないという話を聞く。例えば、生徒がショートステイなどを利用する際に、学校の教員や寄宿舎指導員が同行することや、一緒に宿泊してみるなどできると、教育と福祉でノウハウも共有できると考える。生活指導を学校の中だけで留めず、地域や福祉との連携の中で発展的に広げていける方向性がよい。
- ・ 生活訓練施設についても、学校の中に作るというだけでなく、外部の施設をリフォームする方法もある。民間の方や地域の方を入れて、みんなでやっていくようなプラットフォーム作りを行政が進めてほしい。

### ○岡澤会長

- ・ 教育が学校の外に出て、福祉と連携していくなど、両者の連携が一層進めば、福祉の場における教育的な観点も醸成され、障害のある方が長いスパンで成長できるようになるのではないかと考える。

### ○高木委員

- ・ 生活指導については、幼稚園教育要領や保育所保育指針にも、自分でやろうとする意欲を育てることや、できたという満足感を味わうことが自立の第一歩であるという内容や、家庭の役割についての記載がある。
- ・ しかし、学校でしっかり生活している児童生徒も、家では、カバンを投げっぱなしで何もやらないという姿は自然に見られる。その理由は、家庭が児童生徒にとって安全基地であり、学校で頑張っているから、家ではできないのではなく、やらないということがある。学校でも全力で頑張っているから、家でも頑張らなくてはいけぬのは大変であると思うので、そういう児童生徒の見方も、大切であると思う。
- ・ さらに、保護者の方も、学校でも家でも、児童生徒がちゃんとできるようにさせなくてはと頑張り過ぎていることがある。そんなに頑張らなくてもいいよと思ってあげることも必要ではないかと思う。
- ・ 寄宿舎については、生活スキルを身に付けるため、寄宿舎指導員が繰り返し指導をしている姿



を見たが、その土台には、教育課程内の授業における教員の指導や、友達同士の関わりで培われた、協調性や粘り強く取り組む力があると考えられる。授業における土台があるから、寄宿舎の指導でスキルが身に付いているのではないかと感じた。

### ○首長委員

- ・ 寄宿舎が果たしてきた役割は大きいと思う。以前、家庭での養育が困難だが、特別支援学校に在籍していたので、寄宿舎に預かってもらった生徒がいた。このことが表しているのは、これまでは福祉のサービスが貧弱なため、寄宿舎にお願いしてきてしまった、又は寄宿舎があるから、そこをお願いしてきてしまったということである。
- ・ しかし、今後のことを考えた場合、地域の資源をどう活用しながら対応していくかを考えることが望ましい。
- ・ もし寄宿舎を設置するというのであれば、全ての学校で、どのような児童生徒も利用できるようにする必要があると思うが、それは現実的には厳しいだろう。
- ・ これからは、地域資源を開発、強化しながら、連携を図る方向に、予算や考え方を変えていくことが必要だと考える。

### ○坪井委員

- ・ 今後の特別支援教育の方向性で、身近な地域で学ぶことができる教育環境がよいという意見があったが、具体的には、学齢期から地域とのつながりを深めることができる教育環境づくり、社会資源を活用しながら地域で暮らし、社会的自立を支える仕組みづくりが重要であると思う。
- ・ そうした考えを前提に、今後は、地域の様々な社会的資源を活用しながら、又は開発を通して、寄宿舎の強みを地域社会に拡充することが重要だと思う。
- ・ 世界保健機構（WHO）が提唱している、国際生活機能分類（ICF）という、人間の健康をアセスメントするモデルがあるが、その特徴は、その人の「心身の状況」、「日々の活動」、「取り巻く環境」は相互に影響を受けているという考えである。つまり、心身に障害のある人の日々の活動等は、取り巻く環境が促進する場合もあれば、阻害する場合もあり、寄宿舎が提供する環境は、利用する生徒の活動等を促進する点が強みであると思う。
- ・ さらに「児童の権利に関する条約」の中には、子供の最善の利益を尊重することが明示されているが、寄宿舎に子供を預けたいという保護者は、その「促進する環境」が子供にとって良いと考えているのだと思う。
- ・ 一方で、同じ「子どもの権利条約」には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの柱があり、最後の「参加する権利」については、意見表明権が含まれる。
- ・ この「参加する権利」から考えたとき、子供が寄宿舎の生活を望んでいるかということ、きちんと保護者や教員が子供の立場に立って考えることが重要である。自分の意見を表明することが難しい子供もいるし、言葉で伝えられても、回りの大人の意見に従ってしまう子供もいる。
- ・ 本来、大人は、子供にとって代弁者（アドボケーター）の役割を担うべきだと思うので、寄宿舎の強みは生かしつつ、子供が本当に望んでいるかという代弁者の立場で、今後使用していく必要があるかどうかを考える必要がある。
- ・ また、寄宿舎の視察をして、全ての障害のある子供が利用できる状況ではないと思っているので、今後は、全ての子供が利用できる、「促進する環境」を提供できるよう、改善すべきではないかと考える。

## (2) 家庭教育及び福祉の連携（ア 福祉と特別支援学校の連携強化、イ 保護者支援の充実）

### ○坪井委員

- ・ 家庭、教育及び福祉、そして医療の連携についてだが、教育では、個別の教育支援計画を作成し、学齢期から卒業後のつながりが大事にされていると思う。
- ・ 学齢期から地域とのつながりを深める連携は、非常に大切であると思うが、「障害者総合支援法」の中にも「地域共生社会」という言葉があり、教育も位置付けられている。このような国の施策を受け、特別支援教育を考えていくことも大切である。
- ・ 具体的には、この法律の中で、地域連携推進マネージャーの配置が、国から各市町村に示されている。地域連携推進マネージャーは、ソーシャルワーカーに近い役割で、市町村の担当者が担う場合や、外部に委嘱する場合があると思う。県内には、社会福祉士の資格がある人がたくさんいるので、県の行政と社会福祉協議会が連携し、地域推進マネージャーを社会福祉士が担うような仕組みが作れるとよいと考える。
- ・ また、これからは、そうした専門職だけでなく、地域のボランティア等の活用も大切である。栃木県のシルバー大学校は制度設計がしっかりしていて、卒業した方が地域で活発に活動しており、本県の強みであると思う。
- ・ シルバー大学校の人材を含め、広い視野で、地域の様々な人が連携を図りながら、障害のある児童生徒や、その保護者を支えていくような仕組み作りが重要だと考える。

### ○首長委員

- ・ 国は、地域の色々な資源を活用しながら、専門職が一体となった総合的な支援の仕組みを作ろうとしている。
- ・ 子供から高齢者まで、各年代で縦割りだった福祉行政を反省し、総合的に見ていくもので、県内でもいくつかの市町が既に取り組んでおり、国の重層的支援体制支援事業として補助事業になっているので、今後も拡大していく。
- ・ 基本的には、まず地域の中で様々な困難を抱える人を発見する機能があり、その後、相談を受け止め、より専門性の高い部分は、必要などところと連携し、応援をしていく仕組みである。
- ・ これは国の手厚い交付金があり、市町村が事業を工夫してできるため、ぜひ全県下全ての自治体で実施できるよう、県の指導で進めてほしい。
- ・ 2点目は、法改正で「こども家庭庁」ができたことに伴い、各自治体に「こども家庭センター」を作ることが努力義務となり、既に今年からスタートしている自治体や、来年から作ろうとしている自治体がある。
- ・ この「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉を統合し、生まれてから18歳までの子や家庭に専門家が寄り添い、伴走しながら、その時の必要性に応じた課題解決、将来を見据えたライフプランの作成を行う仕組みである。
- ・ 例えば、赤ちゃんが生まれたときに、母子保健で全ての子供の把握を行い、何か困れば相談に乗る体制をとっていく。支援が必要な人には、子供が何年後に保育園に入るから保育園に入るときはどうするか、そのことをいつから考えるかというように、将来のライフプランを示しながら、その時期が来たら関係者が集まって対応していく。
- ・ これまでは学校に入ると、学校に全部お任せしていたので大変だったが、伴走するマネージャーがいれば、学校の負担も減るので、その仕組みを作っていくことが必要である。
- ・ この流れに自治体が舵を切り、スタートしようとしている今だからこそ、この中に、特別支援学

校との連携も盛り込んでいくことが必要だと思う。

- ・ また、児童福祉サービスは弱い部分もある。県単体の事業でもいいので、放課後等デイサービスの時間延長や、放課後デイサービスとショートステイを組み合わせた小規模多機能的な事業を設けるなど、教育委員会から保健福祉部局に発信し、国にも働きかけながら、本県の施策として取り組んでいけるとよいと考える。

#### ○岡澤会長

- ・ 伴走型の支援については、特別支援学校の大規模化が解消していく中で、教員に余裕が生まれれば、さらに充実してくものと考えている。

#### ○小島委員

- ・ 寄宿舎に関連する話で、自分の子供が在学中、小学部一年生の児童が寄宿舎指導員と校舎に入っていく様子を見たことがある。まだ、母親が恋しい時期だと思うが、かなり以前のことなので、その児童は遠距離を理由に寄宿舎を利用していた。寄宿舎指導員の愛情を受けて生活していたのだと思う。
- ・ 通学での移動支援は利用できないという自治体が多いが、現在は、自治体によって、保護者の病気等の理由で、移動支援が使えると伺っている。
- ・ また、「障害者総合支援法」の話も出たが、地域生活支援拠点の役割は大きいと考える。地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化、高齢化、親なき後を見据え、居住支援の機能をもつ場所や体制のことで、県内ほぼ全ての市町に設置されている。
- ・ 例えば、他県では、地域生活支援拠点のメニューで、普段使い慣れている放課後等デイサービスで体験的宿泊ができるそうである。子供にとって慣れている所で宿泊体験ができるのは、いい取組だと思う。
- ・ ショートステイも、市町に一つだけあれば安心ではなく、家庭が困ったときに市町全体で応援できる仕組みがあると、親としては有り難い。
- ・ また、障害のある子供の意思決定支援についての話も出たが、非常に重要であるため、こども家庭庁の障害児支援室でも、意思形成支援の段階から研究を進めていると伺っており、期待しているところである。
- ・ 私たち障害のある子の親は、様々な苦勞を抱え、愛情があるがゆえに、この子のことは私が一番知っていると誤解をしてしまうことがある。その子の意思は、親だけが決めるのではなく、その子をよく知っているチームで尊重していかなければならないと教えられている。

#### ○三田委員

- ・ 教育委員会という立場では、児童生徒がどの学校に在籍しても、どのような障害があっても、どの地域に居住していても、同じように教育や支援を受けられる環境が重要であると、常に心に留めている。
- ・ それぞれの立場でみんなが同じ方向を向いて協力し、それぞれが折り合いをつけ、できることをしていく中で、子供も保護者も周囲の関わる人も幸せになるようにしていければいいと考える。

#### ○島田委員

- ・ 寄宿舎に関することだが、公教育の一環として進めるならば、全ての児童生徒が体験することが

できる状況が準備されていなければならない。教育と認めるのであれば、目標を設定し、評価して、それを公開していくことが説明責任として問われる。

- ・ 寄宿舎の設置には、通学保障という理由があるが、年数を重ねる中で、それに付随して、教育的な入舎や福祉的な入舎が加わった。
- ・ 家庭への福祉的な支援は、市町や地域の福祉事業所等が担う部分であるが、県立特別支援学校には、市町との連携や新しい制度の理解が課題としてある。教職員が制度を理解した上で、保護者に情報提供していくことが必要である。
- ・ 通学保障に付随して行われてきた教育的な入舎については、これまで培ってきた指導内容等を、様々な場面で生かしていけるとよい。

### ○高浜委員

- ・ 保護者支援について、家庭の役割は大きいですが、全てを家庭におわせることはしてほしくない。障害のない子供の保護者でも今は大変なので、障害のある子供を育てている保護者に、家庭でいろいろやってくださいというのは無理だと思う。
- ・ 教育や福祉だけでなく、シルバー大学校のボランティアなど、社会的資源にうまくつなげるプラットフォーム作りが必要である。若い保護者の方は、ネットで誤った情報を得ることがあるので、それを防ぐためにも必要である。
- ・ また、保護者だけでなく、障害のある子供の兄弟姉妹にも目を向けてほしい。ヤングケアラーという言葉があるが、兄弟姉妹が我慢し続けなければならない、言いたいことも言えない、相談先もないということにならないよう、兄弟姉妹の支援についても目を向けていかななくてはいけない。

## 2 次回検討会について

今回の検討会で、各論点における課題等が浮き彫りになってきたので、次回の検討会では、課題に対する対応の方向性について、更に議論をしていく。